

「岡山沿岸海岸保全基本計画（改定）検討委員会」規約

（名称）

第1条 本会は、岡山沿岸海岸保全基本計画（改定）検討委員会（以下「委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 委員会は、岡山沿岸（笠岡市から備前市まで）について、災害からの海岸の防護、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらの調和を目指した「海岸保全基本計画」の改訂又は変更に関し、必要な提言・助言を与えることを目的とする。

（構成）

第3条 委員会は、別表に掲げる委員により構成する。

（任期）

第4条 委員の任期は1年とする。ただし、欠員となった場合、後任委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

（委員長）

第5条 委員会には委員の互選による委員長を置くものとする。

2 委員長は委員会を代表し、会務を統括する。

3 委員長に事故があるときは、委員長が指名する者がその職務を代行する。

（会議の運営）

第6条 委員会は、委員長が必要と認めるとき、これを招集する。

2 委員長は、議長となり議事を運営する。

（委員以外の者からの意見聴取）

第7条 委員会は必要があると認めるときには、委員以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

（解散）

第8条 委員会は、その目的が達成された場合には、解散する。

（事務局）

第9条 委員会の事務局は、岡山県農林水産部耕地課、水産課及び土木部防災砂防課、港湾課内に置く。

（雑則）

第10条 この規約に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、委員長がこれを定める。

（附 則）

この規約は、令和7年4月1日から施行する。